

医療従事者の負担軽減及び処遇改善計画（令和7年度）

厚生労働省の通知に基づき、良質な医療を継続的に提供していくため、当院に勤務する医師、看護師等の医療関係職、事務職員等が互いに過重な負担がかからないよう、医療関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、関係職種間で適切に役割分担を図ることに取り組んでおります。

当院では、医療従事者の負担を軽減し、処遇を改善することを目的に「チーム医療推進委員会」を設置して、年度計画を作成し、その計画の達成状況の評価を行います。

現状・問題点	対応方針
■ 医療従事者の負担軽減及び処遇の改善	
(イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携等の外来縮小の取り組み ※必須	○外来診療時間の短縮 ○地域医療支援病院として地域の医療機関との連携体制を強化する。状態が落ち着いた患者さんは地域のかかりつけ医に逆紹介して外来患者数の減少を図る。地域医療支援病院としての本来の機能を、院内外に周知し、相互理解を深める。 ○トレーニングレポートの運用を促進し、保険薬局からの患者情報の充実を図り、診療に反映させる。
(ロ) 院内保育所の設置	職員の子育てを支援し、安心して働き続けられる勤務環境を整備する。看護師を採用し、体調不良時保育を開始する。
(ハ) 医師事務作業補助者の配置による病院勤務医の事務作業の負担軽減	医師に対して医師事務作業補助者が実施可能な業務を周知し、意見を聞きながら適正かつ効果的な補助が行えるよう診療支援事務課及び医師事務作業補助者業務委員会で協議を行う。
(ニ) 病院勤務医の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善	可能な限り、勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等の対応を行わない。また、複数主治医制の導入を推進する。
(ホ) 特定行為研修修了者である看護師複数名の配置及び活用による病院勤務医の負担軽減	平成30年8月に看護師の特定行為研修を行う指定研修機関に指定されて以来、地域包括ケアを念頭に置き、患者の入院期間のみならず退院後の在宅療養を支えるために看護師を育成していく。
(ヘ) 院内助産又は助産師外来の開設による病院勤務医の負担軽減	助産師の資格を活かし、妊産婦さんのニーズに応じた分娩、産前・産後のケアを提供しつつ、病院勤務医の負担軽減にも寄与する。
(ト) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	病棟に配置する看護補助者を増員し、看護師にかかる負担の軽減を図る。看護補助者の待遇改善を推進する。

■ 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

☐ 初診時の予診の実施	初診時の問診票の記載により身体的・社会的・精神的背景を含めて患者情報を把握する。
☐ 入院の説明の実施	入院の予定が決まった患者に対し、患者支援センターで入院生活の説明を行う。
☐ 静脈採血等の実施	○臨床検査技師による検体採取等業務の実施 ○看護師による検体採取等業務の実施
☐ 検査手順の説明の実施	各外来や、患者支援センターで患者・家族に対して予定された検査・治療の事前説明を行う。
☐ 病理診断報告の遅延防止	病理診断報告書および病理診断結果説明予定日管理の実施（病理検査技師）
☐ 処方入力	医師の処方入力、変更の支援（薬剤師）
☐ 服薬指導	入院の予定が決まった患者に対し、患者支援センター前の所定の場所で、薬剤師が持参薬の確認を行う。 ・外来化学療法実施患者に対する薬剤師外来
☐ 院外処方せんについての疑義照会 簡素化	院外処方せんの軽微な変更（規格・剤型の変更、患者の希望による1包化等）について、調剤薬局からの問合せ件数を減少させ、円滑な外来診療体制に寄与する。
☐ 入院患者への適切な食事の提供	管理栄養士がその専門性を活かし、患者に合った食事種別を選択して主治医に情報提供する。
☐ チーム医療活動の一層の充実	多職種からなる医療チームの活動を推進し、診療支援業務を充実させる。

現状・問題点	対応方針
□ その他タスク・シフト／シェア	現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務を推進して負担軽減を図る

■ 医師の負担軽減及び処遇の改善

①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	当直日に配慮し、連続して当直勤務を行わない勤務体制を実施し、医師の負担軽減を図る。
②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	各診療科で翌日の業務予定を考慮しながら、オンコール体制を組む。
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	各診療科で予定手術前日の当直や夜勤を行わないように配慮する。
④当直翌日の業務内容に対する配慮	各診療科で当直翌日の業務負担を軽減し処遇の改善に努める。
⑤交代勤務制・複数主治医制の実施	複数主治医制の導入を検討し、負担の軽減を図る。
⑥育児・介護休業法の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	育児・介護休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。

■ 看護職員の負担軽減及び処遇の改善

ア 業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整に取り組む。
イ 看護職員と他職種との業務分担	チーム医療を推進するため、他職種との業務分担を図る。 ・薬剤師、リハビリ職種、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、事務職員その他
ウ 看護補助者の配置	・主として事務的業務を行う看護補助者を適切に配置する。 ・看護補助者の夜間配置についても検討する。
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員の活用を検討する。
オ 多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入を推進する。
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	・院内保育所の活用 ・夜間保育の実施 ・夜勤の減免制度 ・休日勤務の制限制度 ・半日、時間単位休暇制度 ・所定労働時間の短縮 ・他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	・夜勤従事者の増員 ・月の夜勤回数の上限設定
ク 処遇改善その他	・看護職員等の処遇改善